

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長 二宮 清治

5 G 基地局整備の加速化に関する要請について（要請）

第 5 世代移動通信システム（以下「5 G」という。）は、今後の経済社会や国民生活にとって重要なインフラであり、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な整備が必要です。これまで、5 G を全国に展開する基盤として、5 G 高度特定基地局^{※1}の整備を中心に取り組んできましたが、今後は、国民が 5 G の恩恵を実感できるよう、5 G 高度特定基地局の整備に加えて、5 G 基地局の整備の加速による人口カバー率の向上も重要となります。

ついては、5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 基地局整備の加速化に関して、下記の措置を講じるよう要請します。

記

- 1 5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の更なる整備を積極的に行うこと。
- 2 5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の都道府県ごとの開設数並びに 5 G 基盤展開率^{※2}及び 5 G 人口カバー率^{※3}に関する年度（2025 年度末までの各年度に限る。）の末日ごとの計画（5 G 基盤展開率に係る二次メッシュ^{※4}ごとの計画及び 5 G 人口カバー率に係る二分の一地域メッシュごとの計画を含む。以下単に「計画」という。）を作成すること。
- 3 計画を令和 4 年 3 月 11 日までに提出すること。
- 4 提出した計画に関する整備状況について、半期ごとに報告すること。

※1 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成 31 年総務省告示第 24 号。以下「5 G 導入開設指針」という。）第 1 項第 14 号に規定する 5 G 高度特定基地局をいう。

※2 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する 5 G 基盤展開率をいう。

※3 特定の区域における二分の一地域メッシュ（昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第 1 項第 2 号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）のうち、特定の基地局及び陸上移動中継局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、5 G に係る通信が可能となる区域の面積が当該二分の一地域メッシュの面積の二分の一を超えるもの内の人口の合計を、当該特定の区域における二分の一地域メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。

※4 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する二次メッシュをいう。

以上

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿
沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長 二宮 清治

5 G 基地局整備の加速化に関する要請について（要請）

第 5 世代移動通信システム（以下「5 G」という。）は、今後の経済社会や国民生活にとって重要なインフラであり、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な整備が必要です。これまで、5 G を全国に展開する基盤として、5 G 高度特定基地局^{※1}の整備を中心に取り組んできましたが、今後は、国民が 5 G の恩恵を実感できるよう、5 G 高度特定基地局の整備に加えて、5 G 基地局の整備の加速による人口カバー率の向上も重要となります。

については、5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 基地局整備の加速化に関して、下記の措置を講じるよう要請します。

記

- 1 5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の更なる整備を積極的に行うこと。
- 2 5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の都道府県ごとの開設数並びに 5 G 基盤展開率^{※2}及び 5 G 人口カバー率^{※3}に関する年度（2025 年度末までの各年度に限る。）の末日ごとの計画（5 G 基盤展開率に係る二次メッシュ^{※4}ごとの計画及び 5 G 人口カバー率に係る二分の一地域メッシュごとの計画を含む。以下単に「計画」という。）を作成すること。
- 3 計画を令和 4 年 3 月 11 日までに提出すること。
- 4 提出した計画に関する整備状況について、半期ごとに報告すること。

※ 1 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成 31 年総務省告示第 24 号。以下「5 G 導入開設指針」という。）第 1 項第 14 号に規定する 5 G 高度特定基地局をいう。

※ 2 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する 5 G 基盤展開率をいう。

※ 3 特定の区域における二分の一地域メッシュ（昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第 1 項第 2 号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）のうち、特定の基地局及び陸上移動中継局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、5 G に係る通信が可能となる区域の面積が当該二分の一地域メッシュの面積の二分の一を超えるもの内の人口の合計を、当該特定の区域における二分の一地域メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。

※ 4 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する二次メッシュをいう。

以上

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長 二宮 清治

5 G 基地局整備の加速化に関する要請について（要請）

第 5 世代移動通信システム（以下「5 G」という。）は、今後の経済社会や国民生活にとって重要なインフラであり、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な整備が必要です。これまで、5 G を全国に展開する基盤として、5 G 高度特定基地局^{※1}の整備を中心に取り組んできましたが、今後は、国民が 5 G の恩恵を実感できるよう、5 G 高度特定基地局の整備に加えて、5 G 基地局の整備の加速による人口カバー率の向上も重要となります。

については、5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 基地局整備の加速化に関して、下記の措置を講じるよう要請します。

記

- 1 5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の更なる整備を積極的に行うこと。
- 2 5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の都道府県ごとの開設数並びに 5 G 基盤展開率^{※2}及び 5 G 人口カバー率^{※3}に関する年度（2025 年度末までの各年度に限る。）の末日ごとの計画（5 G 基盤展開率に係る二次メッシュ^{※4}ごとの計画及び 5 G 人口カバー率に係る二分の一地域メッシュごとの計画を含む。以下単に「計画」という。）を作成すること。
- 3 計画を令和 4 年 3 月 11 日までに提出すること。
- 4 提出した計画に関する整備状況について、半期ごとに報告すること。

※1 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成 31 年総務省告示第 24 号。以下「5 G 導入開設指針」という。）第 1 項第 14 号に規定する 5 G 高度特定基地局をいう。

※2 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する 5 G 基盤展開率をいう。

※3 特定の区域における二分の一地域メッシュ（昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第 1 項第 2 号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）のうち、特定の基地局及び陸上移動中継局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、5 G に係る通信が可能となる区域の面積が当該二分の一地域メッシュの面積の二分の一を超えるもの内の人口の合計を、当該特定の区域における二分の一地域メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。

※4 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する二次メッシュをいう。

以上

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 山田 善久 殿

総務省総合通信基盤局長 二宮 清治

5 G 基地局整備の加速化に関する要請について（要請）

第 5 世代移動通信システム（以下「5 G」という。）は、今後の経済社会や国民生活にとって重要なインフラであり、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な整備が必要です。これまで、5 G を全国に展開する基盤として、5 G 高度特定基地局^{※1}の整備を中心に取り組んできましたが、今後は、国民が 5 G の恩恵を実感できるよう、5 G 高度特定基地局の整備に加えて、5 G 基地局の整備の加速による人口カバー率の向上も重要となります。

については、5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 基地局整備の加速化に関して、下記の措置を講じるよう要請します。

記

- 1 5 G の面的なカバーを実現するため、5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の更なる整備を積極的に行うこと。
- 2 5 G 高度特定基地局及び 5 G 基地局の都道府県ごとの開設数並びに 5 G 基盤展開率^{※2}及び 5 G 人口カバー率^{※3}に関する年度（2025 年度末までの各年度に限る。）の末日ごとの計画（5 G 基盤展開率に係る二次メッシュ^{※4}ごとの計画及び 5 G 人口カバー率に係る二分の一地域メッシュごとの計画を含む。以下単に「計画」という。）を作成すること。
- 3 計画を令和 4 年 3 月 11 日までに提出すること。
- 4 提出した計画に関する整備状況について、半期ごとに報告すること。

※ 1 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成 31 年総務省告示第 24 号。以下「5 G 導入開設指針」という。）第 1 項第 14 号に規定する 5 G 高度特定基地局をいう。

※ 2 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する 5 G 基盤展開率をいう。

※ 3 特定の区域における二分の一地域メッシュ（昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第 1 項第 2 号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）のうち、特定の基地局及び陸上移動中継局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、5 G に係る通信が可能となる区域の面積が当該二分の一地域メッシュの面積の二分の一を超えるもの内の人口の合計を、当該特定の区域における二分の一地域メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。

※ 4 5 G 導入開設指針第 1 項第 15 号に規定する二次メッシュをいう。

以上